定款

第１章　総則

（商号）
第１条　当会社は、株式会社ジンジブと称し、英文ではJINJIB Co.,Ltd.と表示する。

（目的）
第２条　当会社は、次の事業を営むことを目的とする。
（１）　採用コンサルティング事業
（２）　コンピュータ・ITネットワークの利用による情報の提供
（３）　有料職業紹介事業
（４）　労働者派遣事業
（５）　教育事業
（６）　営業代行業
（７）　広告、書籍、印刷物、ノベルティ、什器の企画・編集・制作
（８）　インターネット、スマートフォン、モバイル広告代理業
（９）　インターネットメディア事業
（10）　ホームページ等の企画・制作・販売
（11）　映画、映像、写真、音楽及び音声等に関する業務
（12）　通訳、翻訳及び校正に関する業務
（13）　各種イベントに関する業務
（14）　パッケージソフトウェアの利用技術・研究開発及び流通
（15）　家電、通信機器、コンピュータ関連の販売
（16）　ECサイト販売事業
（17）　経営コンサルタント業
（18）　前各号に附帯する一切の事業

（本店の所在地）
第３条　当会社は、本店を大阪府大阪市中央区に置く。

（公告の方法）
第４条　当会社の公告は、電子公告により行う。ただし、事故その他やむを得ない事由により、電子公告によることができない場合は、日本経済新聞に掲載する方法により行う。

（機関構成）
第５条　当会社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。
（１）　取締役会
（２）　監査役
（３）　監査役会
（４）　会計監査人

第２章　株式

（発行可能株式総数）
第６条　当会社の発行可能株式の総数は、９，５７２，０００株とする。

（自己株式の取得）
第７条　当会社は、取締役会決議によって市場取引等により自己株式を取得することができる。

（単元株式数）
第８条　当会社の１単元の株式数は、１００株とする。

（単元未満株主の権利制限）
第９条　当会社の単元未満株主は、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。
（１）　会社法第189条第２項各号に掲げる権利
（２）　取得請求権付株式の取得を請求する権利
（３）　募集株式又は募集新株予約権の割当てを受ける権利

（株主名簿管理人）
第10条　当会社は、株主名簿管理人を置く。
２　株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。
３　当会社の株主名簿及び新株予約権原簿（以下「株主名簿等」という。）の作成及び備置きその他株主名簿等に関する事務は、株主名簿管理人に取り扱わせ、当会社においては取り扱わない。

（株式取扱規程）
第11条　株主名簿等への記載又は記録、単元未満株式の買取りその他株式又は新株予約権に関する取り扱い及び手数料は、法令又は定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

第３章　株主総会

（基準日）

第12条　当会社は、毎年３月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

２　前項のほか、必要がある場合は、取締役会の決議によって、あらかじめ公告して、一定の日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者をもって、その権利を行使することができる株主又は登録株式質権とすることができる。

（招集）

第13条　定時株主総会は毎事業年度終了後３か月以内に招集し、臨時株主総会は、必要がある場合に招集する。

（招集権者及び議長）

第14条　株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって、取締役社長が招集する。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集する。

２　株主総会においては、取締役社長が議長となる。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が議長となる。

（電子提供措置等）

第15条　当会社は、株主総会の招集に際し、会社法第325条の２に規定する電子提供措置をとり、株主総会参考書類等の内容である情報について、インターネットを利用する方法で開示する。

２　当会社は、前項により電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに会社法第325条の５第１項の書面交付請求をした株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

（議決権の代理行使）

第16条　株主は、当会社の議決権を有する他の株主１名を代理人として、その議決権を行使することができる。

２　前項の場合には、株主又は代理人は、代理権を証明する書面を、株主総会ごとに提出しなければならない。

（決議の方法）
第17条　株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。
２　会社法第309条第２項の定めによる決議は、定款に別段の定めがある場合を除き、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の３分の２以上をもって行う。

（議事録）
第18条　株主総会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項は、議事録に記載又は記録する。

第４章　取締役及び取締役会

（員数）
第19条　当会社の取締役は、10名以内とする。

（取締役の選任及び解任）
第20条　取締役は、株主総会の決議によって選任する。
２　取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う。
３　取締役の選任決議は、累積投票によらない。
４　取締役の解任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が株主総会に出席し、出席した当該株主の議決権の３分の２以上をもって行う。

（取締役の任期）
第21条　取締役の任期は、選任後１年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
２　増員により、又は補欠として選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の満了する時までとする。

（代表取締役及び役付取締役の選定）
第22条　当会社は、取締役会の決議によって、代表取締役を選定する。
２　代表取締役は会社を代表し、会社の業務を執行する。
３　取締役会は、その決議によって、取締役社長１名を選定し、取締役会長１名並びに取締役副社長、専務取締役及び常務取締役各若干名を選定することができる。

（取締役会の招集権者及び議長）
第23条　取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長が招集し、議長となる。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集し、議長となる。

（取締役会の招集通知）
第24条　取締役会の招集通知は、各取締役及び各監査役に対し、会日の３日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。
２　取締役会は、取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく開催することができる。

（取締役会の決議の方法）
第25条　取締役会の決議は、議決に加わることのできる取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。

（取締役会の決議の省略）
第26条　当会社は、取締役が取締役会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき取締役（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が取締役会の決議事項について書面又は電磁的記録により同意したときは、当該提案を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りでない。

（取締役会議事録）
第27条　取締役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令で定める事項は、議事録に記載又は記録し、出席した取締役及び監査役がこれに記名押印又は電子署名する。

（取締役会規程）
第28条　取締役会に関する事項は、法令又は本定款に定めるもののほか、取締役会において定める取締役会規程による。

（取締役の報酬等）
第29条　取締役の報酬、賞与その他職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。

（取締役の責任免除）
第30条　当会社は、会社法第426条第１項の規定により、取締役会の決議によって、取締役（取締役であった者を含む。）の会社法第423条第１項の賠償責任につ

いて法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。

２　当会社は、会社法第427条第１項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間で、会社法第423条第１項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は法令の定める最低責任限度額とする。

第５章　監査役及び監査役会

（監査役の員数）

第31条　当会社の監査役は、５名以内とする。

（監査役の選任）

第32条　監査役は、株主総会の決議によって選任する。

２　監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う。

（監査役の任期）

第33条　監査役の任期は、選任後４年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

２　補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

（常勤監査役）

第34条　監査役会は、監査役の中から常勤の監査役を選定する。

（監査役会の招集通知）

第35条　監査役会の招集通知は、各監査役に対し、会日の３日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。

２　監査役会は、監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく開催することができる。

（監査役会の決議の方法）

第36条　監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。

（監査役会議事録）
第37条　監査役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令で定める事項は議事録に記載又は記録し、出席した監査役がこれに記名押印又は電子署名する。

（監査役会規則）
第38条　監査役会に関する事項は、法令又は定款に定めるもののほか、監査役会において定める監査役会規則による。

（監査役の報酬等）
第39条　監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

（監査役の責任免除）
第40条　当会社は、会社法第426条第１項の規定により、取締役会の決議によって、監査役（監査役であった者を含む。）の会社法第423条第１項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。
２　当会社は、会社法第427条第１項の規定により、監査役との間で、会社法第423条第１項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。

第６章　会計監査人

（会計監査人の選任）
第41条　会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。

（会計監査人の任期）
第42条　会計監査人の任期は、選任後１年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。
２　会計監査人は前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

（会計監査人の報酬等）
第43条　会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。

第７章　計算

（事業年度）

第44条　当会社の事業年度は、毎年４月１日から翌年３月31日までとする。

（期末配当金）

第45条　当会社は、株主総会の決議によって、毎年３月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し、金銭による剰余金の配当（以下「期末配当金」という。）を行う。

（中間配当金）

第46条　当会社は、取締役会の決議によって、毎年９月30日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し、会社法第454条第５項に定める剰余金の配当（以下「中間配当金」という。）をすることができる。

（期末配当金等の除斥期間）

第47条　期末配当金及び中間配当金が、支払開始の日から満３年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。

２　未払の期末配当金及び中間配当金には利息をつけない。

附則

2023年12月23日　改正・施行

2024年10月１日　改正・施行